平成２３年５月１２日

各　　位

会　社　名　　株式会社　きんでん
代表者名　　取締役社長　　藤田　訓彦
（コード番号　　１９４４　東証・大証第１部）
問合せ先　　執行役員業務本部総務法務部長　　石田　貢滋
（ＴＥＬ．　　０６－６３７５－６０００）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 28 日開催予定の第 97 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

⑴　周知性の向上と公告手続きの合理化を図るため、公告方法を電子公告とし、あわせてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるため、現行定款第５条(公告方法)を変更するものであります。

⑵　社外取締役を導入するにあたり、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社に対する賠償責任を法令の範囲内に限定する契約を締結できる旨の規定(第 27 条)を新設するものであります。なお、第 27 条の規定の新設に関しては、各監査役の同意を得ております。

２．定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 23 年 6 月 28 日（火曜日）
定款変更の効力発生予定日	平成 23 年 6 月 28 日（火曜日）

以　上

別　紙

（下線__は変更部分です。）

現行定款	変 更 案
第１章　総　則 （公告方法） 第５条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第１章　総　則 （公告方法） 第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しておこなう。
第４章　取締役および取締役会 〔新　　設〕	第４章　取締役および取締役会 （社外取締役との責任限定契約） 第27条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第27条～第36条　〔条文省略〕	第28条～第37条　〔現行どおり〕

以　上